（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　北島　信一
（大臣官房総括審議官）厚生労働事務官　村木　太郎
国際労働機関第九十九回総会日本政府代表を命ずる
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部　大使）外務事務官　菅沼　健一
（同　公使）同　磯俣　秋男
（同　参事官）同　達谷窟庸野
（同）同　酒田　元洋
国際労働機関第九十九回総会日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（政策統括官付労使関係担当参事官）厚生労働事務官　谷中　善典
（自治行政局公務員部公務員課長）総務事務官　丸山　淑夫
（事務総局総合調整官）人事院事務官　練合　聡
（労働基準局総務課主任労働保険専門調査官）厚生労働事務官　秋山　伸一
（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）外務事務官　山本　祐司
（労働基準局監督課中央労働基準監察監督官）労働基準監督官　加藤　博人
（職業安定局雇用政策課課長補佐）厚生労働事務官　渡邉　学
（政策統括官付労働政策担当参事官室長補佐）同　田尻　智幸
（在ドイツ日本国大使館１等書記官）外務事務官　渡辺　正道
（雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課課長補佐）厚生労働事務官　廣瀬千奈美
（大臣官房国際課長補佐）同　星田　淳也
（労働基準局安全衛生部計画課国際室長補佐）同　安部　敏志
国際労働機関第九十九回総会日本政府代表顧問を命ずる
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（日本経済団体連合会常務理事）讃井　暢子
国際労働機関第九十九回総会使用者代表に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（日本労働組合総連合会会長）古賀　伸明
国際労働機関第九十九回総会労働者代表に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする
（日本経済団体連合会国際協力本部副本部長）松井　博志
国際労働機関第九十九回総会使用者代表代理に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする
（日本労働組合総連合会国際顧問）中嶋　滋
国際労働機関第九十九回総会労働者代表代理に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする
（日本経済団体連合会国際協力本部主幹（次長））髙澤　滝夫
（日本経済団体連合会労働法制本部副本部長）遠藤　寿行
国際労働機関第九十九回総会使用者代表顧問に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（日本サービス・流通労働組合連合常任顧問（ＵＮＩ日本加盟組織連絡協議会議長））桜田　高明
（日本労働組合総連合会常任中央執行委員（総合労働局長））新谷　信幸
（日本労働組合総連合会常任中央執行委員（総合国際局長））生澤　千裕
（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟労働条件局副部長）大谷　光洋
（国税労働組合総連合副中央執行委員長）荘司真佐人
（日本労働組合総連合会雇用法制対策局長）市川　佳子
（日本労働組合総連合会男女平等局長）片岡千鶴子
（日本労働組合総連合会国際局次長）湯本　健一
（日本労働組合総連合会国際局部長）小林　司
国際労働機関第九十九回総会労働者代表顧問に指名する
期間は平成二十二年七月二日までとする（各通）
（スイス兼リヒテンシュタイン国駐箚）特命全権大使　小松　一郎
国際刑事裁判所ローマ規程検討会議日本政府代表を命ずる
期間は平成二十二年六月二十五日までとする
（在ロシア日本国大使館参事官）外務事務官　宮川　学

日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会第二十六回会議追加協議日本政府代表代理を命ずる
期間は本件協議の議事録が正式署名される日までとする（以上五月二十五日）

官庁報告

国家試験

第52回原子炉主任技術者試験口答試験の施行

第52回原子炉主任技術者試験口答試験の施行について、原子炉主任技術者試験口答試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成22年5月28日
文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司
1．日時　平成22年７月23日（金）午前９時30分から
2．場所　経済産業省別館会議室　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
3．受験の申込期間　平成22年６月14日（月）から平成22年７月２日（金）まで
4．受験の申込手続
(1) 試験を受けようとする者は、規則別記様式第３による受験申込書に規則第３条第２項各号のいずれかに該当することを証する書類（原子炉の運転に関する業務に６か月以上従事した者は、その原子炉設置者の発行する従事期間に関する証明書、文部科学大臣及び経済産業大臣の指定した講習機関等において原子炉の運転に関する課程を修了した者は、その講習機関等の長の発行する課程修了に関する証明書）を添えて提出すること。
(2) 受験申込書は、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室〔郵便番号100―8959　東京都千代田区霞ヶ関三丁目２番２号　電話番号03(5253)4111　内線3918〕又は経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課〔郵便番号100―8986　東京都千代田区霞が関一丁目３番１号　電話番号03(3501) 1511　内線4851〕へ持参するか、上記あて書留郵便（平成22年７月２日（金）までの消印のあるものは有効）で送付すること。
(3) 受験申込書に記載した住所を変更したときは、その旨を文書で届け出ること。
(4) 受験申込書は、申出により文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室及び経済産業省原子力安全・保安院原子力安全広報課で交付する。郵便で申し出る場合には、その旨を明記し、返信用郵便切手をはって、その送付先を記した封筒を同封すること。
5．合格者の発表　合格者の発表は、８月下旬頃官報に公告し、原子炉主任技術者免状を本人あて送付する。

公聴会

公害等調整委員会公示第１号

大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求に関する公聴会

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三条第１項の規定により、鉱区禁止地域指定請求についての公聴会を開催するので、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第１号）第二条の規定により、次のとおり公示する。
平成二十二年五月二十八日
公害等調整委員会委員長　大内　捷司
一　事案の要旨　国土交通大臣の請求に係る大保ダム関係鉱区禁止地域指定請求（平成二一年九月三日公害等調整委員会公示第二号参照）
二　期日　平成二二年七月七日（水）午後二時
三　場所　沖縄県那覇市字小禄１八三１―１　沖縄産業支援センター内　公害等調整委員会公聴会場
四　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則第三条第１項の規定により、その氏名、職業、住所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書を、平成二二年六月一一日までに、東京都千代田区霞が関三丁目一番一号中央合同庁舎第四号館内公害等調整委員会に提出されたい。
2　出席者については、申し出た者及びその他の者のうちから公害等調整委員会が選定し、その旨本人に通知する。